

平成 26 年 6 月 13 日現在

機関番号：13601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22530074

研究課題名(和文) ガバナンスの観点からみた民事再生手続における裁判所の裁量権に関する基礎研究

研究課題名(英文) A foundation study on discretionary power of the bankruptcy court from the perspective of governance of the insolvency

研究代表者

河崎 祐子 (KAWASAKI, Yuko)

信州大学・法曹法務研究科・准教授

研究者番号：80328989

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、法的再建手続の開始した企業の再建のプロセスにおいて、適正かつ公平な事件管理にあたる裁判所の裁量権の根拠・範囲を一般的に明らかにするとともに、いくつかの具体的局面に焦点をあてて、その発現の態様を考察することを目的とした基礎研究である。ここで用いた再建事件のガバナンスという分析視角は、特に民事再生法上のDIP制度を分析する上で重要な意味をもつ。その研究成果は複数の論文等の形で随時公表したが、なかでも「倒産手続における裁判所の役割についての序論的考察」は、倒産裁判所の裁量権について歴史的かつ比較法的手法を用いて総論的に考察したものであり、この分野での日本で初めての包括的な理論研究といえる。

研究成果の概要(英文)：This is a foundation study aiming to explore the justification and possibilities of bankruptcy court's discretion, and examine its embodiment in some stage of an insolvency proceeding. In this, I do the examination from a viewpoint of governance of the insolvency, which is a modern analytical perspective probably for the first time utilized in Japan. The research achievements on this over four-years study had been occasionally published. Most leading one, An Introductory Study on the Function of a Bankruptcy Court, is a comprehensive based on historical and comparative examination.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：裁量権 倒産裁判所

1. 研究開始当初の背景

本課題は、筆者の研究生活開始時より一貫した研究テーマである再建企業ガバナンス研究の第二段階に位置するものである。

再建企業ガバナンスとは、法的再建手続に入った倒産企業の適切な管理・運営のシステムに関するものであり、特に DIP 型の倒産手続の下では、DIP による機械主義的・自己利益追求的な経営のリスクをどのように制度的にコントロールするかという問題として具体化する。この再建企業ガバナンス研究の第一段階として、筆者はまず、アメリカおよびドイツを対象とした比較法研究の手法によりつつ総括的な考察を行い、その結果を拙著『企業再建手続運営プロセスの法理 倒産処理における関係人自治』（信山社）に著した。次いで、右の成果を踏まえつつ日本の民事再生法下での再建企業ガバナンスのあり方を総論的に、また特に各論的に、裁判所の裁量権が特別な意味をもちうる計画外の事業譲渡の局面に焦点を当てて分析し、それぞれ論説の形で発表した。

以上の第一段階の取り組みは特に制度枠組みに着眼したものであり、その結果として筆者は、民事再生手続におけるガバナンスを「裁判所による事件管理」と特徴づけた。すなわち、民事再生手続において DIP のコントロールは広範囲にわたって裁判所の裁量的判断に委ねられていると捉えられるのであり、そうすると、その重要性に鑑みれば、その場合の裁判所の裁量権に着眼することが研究の次なる発展段階として必要かつ不可欠であると考えに至ったのである。

2. 研究の目的

本課題は、上述のとおり、筆者の研究テーマである再建企業ガバナンス研究の第二の発展段階として、裁判所の裁量権に着眼し、その根拠および範囲を明らかにしつつ、あるべき態様、特にいくつかの具体的局面での発現について考察することを目的とする倒産法制に関する基礎研究である。それゆえ、コンテンポラリーな問題状況を踏まえつつ、歴史的かつ比較法的な調査に基づいて分析内容を相対化して、今後の理論研究を進展させていくための盤石な基盤形成を目指した。また、時期を同じくして民事再生事件の実態調査のプロジェクトを進めたこともあり、経済・社会・政治の状況を意識した倒産法制の把握という学際的展開を指向することを目標とするものであった。

日本における裁判所の裁量権についての研究は、民事裁判(判決手続)の領域では 1990 年代以降活発に進められるようになったが、倒産処理の局面については、その実際上の重要性にも関わらず、ほとんど先行研究がない。また、ガバナンスの観点から倒産処理制度を分析・考察した研究も日本ではいまだみられない。したがって本課題は、ガバナンスの観点から倒産処理手続における倒産裁判所の

裁量権の考察を試みた日本で初めての包括的な研究である。これは特に、日本初の一般再建法として民事再生法が広く利用されるようになった今日、理論的にも実際的にも重要な意味を持つ。なぜなら、再建企業ガバナンスが典型的に問題となるのは DIP 型の手続においてであるが、民事再生法はまさにこの DIP 型の手続形態を原則的なものとして採用しているからである。

また、本課題における裁判所の裁量権の研究は、筆者の一貫した研究テーマである再建企業ガバナンス研究の全体像においては、その第一段階で利害関係人の権利実現の制度枠組みとしての手続の構造に主眼を置いて考察を進めた次なる発展段階として、その手続構造において実際に行動する手続上のアクターに視点を移した第二段階と位置付けられる。そこで、本課題の将来的な方向性としては、さらなる手続上のアクターに着眼してより動態的な分析を進めることが予定されている。すなわち、倒産裁判所に対峙する利害関係人間の関係性に着目した関係性の倒産法理論の構築である。そこで、本研究ではこのような第二段階のガバナンス研究における確固たる基盤を形成するという問題意識のもと基盤的、基礎的な堅実な研究に努めた。

3. 研究の方法

現代日本における再建型倒産処理のあり方に多大な影響力をもつアメリカ連邦破産法および日本破産法の母国として基本的な考え方や制度枠組みの範となるドイツ倒産法を中心とした比較法研究、ならびに日本倒産法制の歴史的研究の手法を用いて、また、研究会出席等を通じて日進月歩の倒産実務の動きにも目配りをしながら、調査・分析を進めた。

そのための手法としては、各年度に重点調査項目を設定し、前年度の調査項目の成果とさらなる調査結果を翌年度に敷衍しつつ発展させるという重畳的な調査・分析の手法を用いた。このほか本課題に与えられた 4 年の期間全体を通して、隣接学問領域たる労働法や行政法、政治・経済・現代思想の分野での知見にも目配りをし、調査・研究の深化や広がりにも努めている。

具体的には、初年度である平成 22 年度はアメリカ法研究に比重を置き、アメリカ法上の衡平法の歴史や連邦破産法 105 条の立法経緯などを手掛かりに倒産裁判所の裁量権についての一般的考察を進めた。

次いで平成 23・24 年度には、引き続きアメリカ法上の議論をも追いかけてながら、調査の比重を日本破産法の母国であるドイツでの法律および議論の状況に移すとともに、破産清算の手続とそこで裁判所と協働して手続遂行にあたる破産管財人の機能に考察の視点を広げた。倒産裁判所の役割を裏側から描出する考察視点であると考えられたから

である。

さらに最終年度である平成 25 年度には、これまでの研究成果を再構築しつつ、特に破産手続開始段階に注目して裁判所の裁量権の具体的発現の在り方に着眼することで、本課題の締めくくりとなる総論の各論化を試みた。

4. 研究成果

代表的な成果としては、包括的な理論研究である「倒産手続における裁判所の役割についての序論的考察」(法学 74 巻 6 号、2011 年)そして各論的な「破産手続開始原因概念の再検討 支払不能と支払停止の関係を中心に」(慶應法学 28 号、2014 年)という二つの論説を挙げることができる。前者は、倒産裁判所の裁量権に関するおそらく初めての包括的・一般的な理論研究といえ、この成果を基礎とし発展させる形でその後の研究及び論文執筆を行った。上記後者の論説はその一例であり、総論に対する各論として、倒産手続の基本型である破産手続の手続開始段階に特に焦点を当てて考察を進めた。なお、破産原因は再建型手続における手続開始原因と密接に関連するものである。

以下、この二論説についてそれぞれの意義及び概要を説明する。

まず、論説「倒産手続における裁判所の役割についての序論的考察」では、倒産事件の管理体制の観点から、現行倒産法制における裁判所の位置づけとその果たすべき役割についての理論的考察を試みた。なお、本課題は民事再生手続を研究の対象とするものであるが、事件の管理・監督との関係では、各種倒産手続はともに共通の基盤を有しているうえに、歴史的考察の必要がある場合には、日本最初の倒産法規である破産法を考察の視野に入れられないわけにはいかない。そこで、本稿では倒産処理手続一般を念頭に置いて今後の未永い研究の基本的視座の確立を目指したのであった。これはまた、筆者の長年の研究テーマとの関係では、民事再生法を対象とする手続構造についての分析を、そこに登場するアクター、特にガバナンスの観点で現行法上最重要の機関と位置付けられる裁判所に着眼して捉え直すという意味を持つものでもあった。

以上のような問題意識、目的意識に基づいて、本稿ではまず第一章において現行倒産法制を歴史的に位置づけることとして、立法の背景、倒産法の意義及び目的、そして事件管理体制という三つの軸をもって日本歴代三倒産法制を分析した。次いで第二章では、アメリカ法を比較法研究の対象として取り上げ、一方では、「エクイティ裁判所」としての破産裁判所が形成されてきた歴史をたどり、他方で、現在、連邦破産法 105 条(a)が規定する破産裁判所の広範な裁量権について、三権分立の観点から分析した直近の理論研究を取り上げた。次いで、以上の歴史的・

比較法的考察に基づいて、現行倒産法制における裁判所の位置づけについて考察をしたのが第三章である。この作業を通して、倒産裁判所の裁量的判断は、裁判所に本来求められる公正性・中立性と、市場主義的発想に基づいて現在強く要請されている経済的合理性・効率性との危うい緊張関係のなかにおかれていることを明らかにし、そこで裁判所が目指すべき方向性について私見を展開した。

もう一つの代表的成果である論説「破産手続開始原因概念の再検討 支払不能と支払停止の関係を中心に」は、近年の判例及び学説上、概念の揺らぎつつある破産手続開始原因概念について、日本におけるその概念形成の過程を歴史的に考察するとともに、現在のドイツ及びアメリカを対象として比較法研究を行うことによって分析視角を相対化をしたうえで、現在の理論状況を踏まえた同概念の再検討を行ったものである。

破産手続開始原因概念は、破産手続の開始を律するのみならず、民事再生や会社更生の開始原因概念の基礎をもなしているうえに、全ての倒産処理手続において、否認や相殺禁止という重要な制度の時的要件を構成している。そこで近年、特に後者の重要性に鑑みて概念の相対化ともいべき現象が生じているのであるが、法政策的な観点から基本概念の輪郭を曖昧にすることは手続の安定性、予測可能性を著しく損なうものであり、自ずから限界を孕むものである。本稿はこうした問題意識に基づくものであった。

以上の本稿のテーマは、一見すると本課題のテーマから外れているようであるが、その関係は次のように説明できる。まず、現代の複雑化した社会では破産手続開始原因を列挙して規定する規律方式(列挙主義)には限界があるため、大部分の先進国倒産処理法では一定の経済状態悪化の指標となる抽象的な手続開始原因を定めている(概括主義)。そこでその結果として、破産手続開始原因の存否の認定は破産裁判官による事実の評価にかかることとなり、経済政策的な配慮と手続の透明性・利用者の予測可能性との緊張関係のなかにある破産裁判所の立ち位置を問いなおす契機がもたらされるのである。こうした文脈において、本稿は前記総論的論説の成果を各論的に発展させたものと位置付けられる。

このほか、本研究の成果は、後掲のとおり、研究期間中に執筆した複数の判例評釈等に具体的・各論的に反映されている。さらに、研究成果の公表はこうした論文形式によるほか、仙台市にて二度、裁判官を中心とした倒産実務家との協議会にて行った、「倒産法制における裁判所の位置付け」と、『破産管財人論』再考』という、本課題に係る研究報告を通して公表・発信した。両報告は、破産管財人が破産手続において裁判官と協働して倒産処理を進める手続上のパートナーであり、その意味で両者は破産手続の機能

上、表裏の関係にあることに対応して、二つで一セット、すなわち裁判所論を裏から支えるものとして管財人論があるという関係にある。なお、破産管財人に対応する手続機関は再建型の倒産手続である民事再生や会社更生にも登場するので、「破産」管財人とはいいながら、これについての理論研究は倒産処理法制全体に通底する意義を有している。さて、両報告のうち前者は、前出の論説の成果を別の観点から切り出したものだが、他方後者は、独立の論文として紙媒体にて公表する予定は現時点ではない。ただし、同報告をに結実した成果及び得られた知見は、その後執筆した諸種の論考のなかに反映されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計10件)

河崎祐子「破産手続開始原因概念の再検討 支払不能と支払停止の関係を中心に」、査読無、慶應法学、28号(2014年) 81-105頁

河崎祐子「対抗要件否認の対象行為と債権譲渡における債務者の承諾(積極)」、査読有、法学セミナー増刊・速報判例解説、Vol. 15(2014年)、掲載予定(Web公開中)

河崎祐子「支払不能(1) - 弁済能力の内容」、査読無、倒産判例百選〔第5版〕(2013年) 10-11ページ

河崎祐子「再生手続における事業譲渡、会社分割・合併」、査読無、NBL1007号(2013年) 78-88頁

河崎祐子「届出のない再生債権である過払金返還請求権と再生計画との関係」、査読無、現代消費者法 No.15(2012年) 75-81頁

河崎祐子「商事留置手形を再生手続開始後に約定に基づいて充当することの可否」、査読有、法学セミナー増刊・速報判例解説、Vol. 11(2012年) 175-178頁

河崎祐子「差押命令(3) 賃料債権の差押の効力」、査読無、民事執行・保全判例百選〔第2版〕(2012年) 108-109頁

河崎祐子「再生債務者等による契約解除と違約金条項」、査読無、金融・商事判例増刊・民事再生法判例の分析と展開(2011年) 98-99頁

河崎祐子「更生手続上の届出期間内に届出のなかった過払金債権に対する失権の主張

と信義則」、査読有、法学セミナー増刊・速報判例解説、Vol. 9(2011年) 195-198頁

河崎祐子「倒産手続における裁判所の役割についての序論的考察」、査読無、法学、74巻6号(2011年) 780-821頁

[その他](計2件)

河崎祐子、研究報告「『破産管財人論』再考」、管財人等協議会(仙台地方裁判所)(2012年2月14日)

河崎祐子、研究報告「倒産法制における裁判所の位置付け」、管財人等協議会(仙台地方裁判所)(2011年2月15日)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河崎 祐子 (KAWASAKI, Yuko)
信州大学・法曹法務研究科・准教授
研究者番号：80328989

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：